



記入例

社会福祉法人定款変更認可申請書		理由	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
町田市長様			
社会福祉法人の定款の変更の認可を受けたいので、社会福祉法施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。			
申請者	主たる事務所の所在地	東京都町田市森野二丁目2番22号	
	ふりがな	しやかいふくしほうじん まるまるふくしやかい	
	名称	社会福祉法人 〇〇福祉会	
代表者の氏名	理事長	町田太郎	(印)
	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由	左右を対照・並列にして記載		
	<p>(目的) 第一条 (1) 第一種社会福祉事業     (イ) 特別養護老人ホーム〇〇園の設置経営     (ロ) 特別養護老人ホーム〇〇苑の設置経営     (ハ) 知的障害者支援施設(入所更生)の設置経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業     (イ) 老人デイサービス事業(〇〇園)     (ロ) 老人居宅介護等事業(〇〇園)     (ハ) 障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護 〇〇事業所)     (ニ) 障害福祉サービス事業(短期入所 〇〇園)</p> <p>(経営の原則) 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。</p> <p>(理事会) 第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、<u>日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。</u></p>	<p>(目的) 第一条 (1) 第一種社会福祉事業     (イ) 特別養護老人ホームの経営     (ロ) 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業     (イ) 老人デイサービス事業の経営(削除)     (ロ) 保育所の経営     (ハ) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(経営の原則) 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、<u>もって地域福祉の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(理事会) 第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、<u>日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。</u></p>	<p>定款準則の一部改正に準拠した事業表記の変更(事業種類ごとに統一)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(イ)と(ロ)を事業種類で統一</li> <li>障害者自立支援法に移行による事業変更</li> <li>・事業種類の廃止</li> <li>・事業種類の追加</li> <li>・(ハ)と(ニ)を事業種類で統一</li> </ul> <p>定款準則の一部改正に準拠した条文の変更</p>



変更する項、(号)の単位で記載

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	<p>(評議員会の権限) 第〇〇条 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。</p> <p>(資産の区分) 第一八条 (1) 土地 (イ) ~ (ハ) ... (略)</p> <p>(2) 建物 (イ)・(ロ) ... (略)</p> <p>(基本財産の処分) 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、町田市長の承認を得なければならない。ただし、<u>独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には町田市長の承認は必要としない。</u></p> <p>(公告の方法) 第二六条 この公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。</p>	<p>(評議員会の権限) 第〇〇条 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、<u>あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(資産の区分) 第一八条 (1) 土地 (イ) ~ (ハ) ... (略) <u>(二) 東京都町田市〇〇町〇丁目〇番所在の保育所〇〇保育園敷地 一筆 (〇〇〇平方メートル)</u></p> <p>(2) 建物 (イ)・(ロ) ... (略) <u>(ハ) 東京都町田市〇〇町〇丁目〇番地所在の鉄筋コンクリート陸屋根〇階建保育所〇〇保育園園舎 一棟 (延〇〇〇. 〇〇平方メートル)</u></p> <p>(基本財産の処分) 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、町田市長の承認を得なければならない。ただし、<u>次の各号に掲げる場合には、町田市長の承認は必要としない。</u> <u>(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</u> <u>(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)</u></p> <p>(公告の方法) 第二六条 この公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、<u>官報又は新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>定款準則の一部改正に準拠した条文の変更</p> <p>土地の新規取得</p> <p>建物の新規取得</p> <p>定款準則の一部改正に準拠した条文の変更</p> <p>定款準則の一部改正に準拠した条文の変更</p>